

第5次千葉市障害者計画等の構成（素案の概要）

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって（1頁）

（計画策定の趣旨、計画の位置付け・他計画との関係、計画の期間、「障害者」とは）

第2章 本市の障害者の現状（4頁）

●最新の情報に更新

（障害者数の推移、実態調査結果）

第3章 計画の基本的な考え方（28頁）

●新たに設定した計画の視点を具体的に記載

（基本理念、計画の視点、計画の構成）

第2部 各論

●重点課題を継続して掲載

第1章 重点課題（32頁）

1 親亡き後を見据えた支援（32頁）

- ・団体意見を反映し、サービスにつながっていない方への支援制度の啓発が必要であることを示す。
- ・対応方針（3）「相談支援の充実」について、基幹相談支援センターが担い手となる旨を明記。

2 発達障害者に対する支援（34頁）

- ・委員意見を反映し、強度行動障害以外の発達障害について課題に記載するとともに、これらの方も含め、相談支援体制の整備が必要であるという認識を明記。

3 重度の障害のある方たちへの支援（37頁）

- ・団体意見を反映し、特別支援学校卒業後の進路となる障害福祉サービス事業所が不足していると課題を示す。
- ・災害に備えた発電機、蓄電池の購入助成を新たに加えたことから、主な事業に「日常生活用具費給付等事業」を追加。

第2章 基本目標（39頁）

●新規事業の追加、終了事業の削除

基本目標1 相談支援の充実（39頁）

（身近な相談支援機関の充実、専門的な相談支援体制の強化、権利擁護の推進、情報提供の充実）

- ・様々な社会資源の参画、協力により地域で障害者を支える体制とするため、相談機関同士の連携を強化していく考えを示す。

基本目標2 地域生活支援の拡充（45頁）

（自立した地域生活への支援・促進、日中活動の場・生活の場の確保、福祉用具利用支援の充実、経済的支援の充実）

基本目標3 保健・医療の充実（51頁）

（障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実、地域での医療体制等の充実）

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要であることを示す。

基本目標4 障害児に対する支援の充実（54頁）

（早期発見・早期療育の体制の整備、障害児支援の充実、学校教育の充実）

基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー（59頁）

（相互理解の促進、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進、一般就労の支援、福祉的就労の支援、ボランティア活動の促進、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承）

- ・委員意見を元に検討し、「次世代への継承」を「オリパラレガシー」に修正。
- ・更なる理解促進、社会参加の推進を図る必要があることを示し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、これまでの取組みをオリパラレガシーとして事業を継続することを記載。

基本目標6 生活環境の整備（67頁）

（住環境の整備、公共施設等の整備、安全な交通の確保、防犯・防災体制の整備）

第3部 障害福祉計画

●国の基本指針で定めることとされた目標や見込量を設定

第1章 成果目標（71頁）

（施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等）

第2章 活動指標（74頁）

（発達障害者等に対する支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援体制の充実・強化のための取組み、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築）

第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策（77頁）

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項（81頁）

第4部 障害児福祉計画

●国の基本指針で定めることとされた目標や見込量を設定

第1章 成果目標（88頁）

（児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置）

第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策（90頁）

第5部 計画の推進に向けて

（92頁）

●関係機関等との連携、進行管理と評価、計画の弾力的運用について記載